

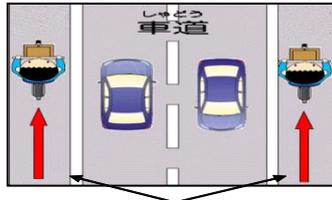
<交通安全テスト>

平成28年1月号

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車で路側帯を走る時は、道路の右側、左側どちらに設置されている路側帯を走っても違反にならない。

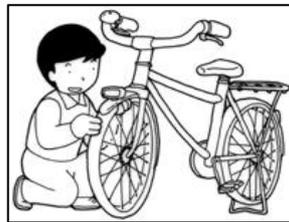


路側帯

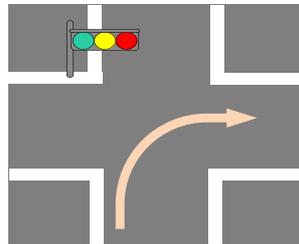
- ② 自転車は、2台までなら自転車どうしが並んで走っても違反にならない。



- ③ 自転車にも、警音器を備えることが法律で義務付けられている。



- ④ 自転車に乗って交差点を右折する時は、車と同じように右折してもよい。



- ⑤ 自転車は、道路の端であれば、道路の左右どちら側を走ってもよい。



< 交通安全テスト > 平成28年1月号

解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車で路側帯を走る時は、道路の右側、左側どちらに設置されている路側帯を走っても違反にならない。 【×】

A : ● 道路交通法17条第1項 (通行区分 (抜粋))

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。

● 道路交通法第17条の2 (軽車両の路側帯通行)

(平成25年12月1日施行)

軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯 (軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。) を通行することができる。

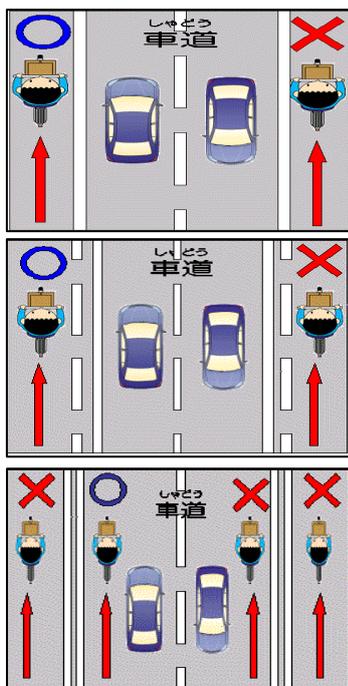
※ 道路交通法の改正により道路の左側部分に設けられている路側帯は自転車で通行出来るが、右側部分の路側帯は自転車で通行する事が出来ません。

道路の右側部分の路側帯を自転車で通行すれば通行区分違反になります。

※罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

<指導のポイント>

路側帯は3種類あります。



※ 路側帯 (白い1本線)
左側の路側帯は通行できる。

※ 駐停車禁止路側帯 (白い1本線と破線)
左側の路側帯は通行できる。

※ 歩行者用路側帯 (白い線が2本)
通行できない。
自転車は車道の左端を走りましょう。

※ 路側帯を通行する場合は、歩行者を妨げないような速度と方法で通行しましょ

う。

② 自転車は、2台までなら自転車どうしが並んで走っても違反にならない。【×】

A : ● 道路交通法第19条（軽車両の並進の禁止）

軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

罰則 2万円以下の罰金又は科料

● 道路交通法第63条の5（普通自転車の並進）

普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

<指導のポイント>

自転車の並進は台数に関係なく、法律で禁止されています。

ただし、並進可の標識がある場合は2台までであれば並進できます。



並進可

③ 自転車にも、警音器を備えることが法律で義務付けられている。【○】

A : ● 道路運送車両の保安基準 第72条（警音器）

乗用に供する軽車両には、適当な音響を発する警音器を備えなければならない。

<指導のポイント>

道路標識等で警音器の使用が義務づけられている場所（左右の見通しがきかない交差点・曲がり角・上り坂の頂上）を通行する場合等がありますので、自転車にも、警音器（ベル等）を備えるようにして下さい。

④ 自転車に乗って交差点を右折する時は、車と同じように右折してもよい。【×】

A : ● 道路交通法第34条第3項（左折又は右折）

軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

罰則 2万円以下の罰金又は科料

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(4) 右折は、次の方法でしなければなりません。

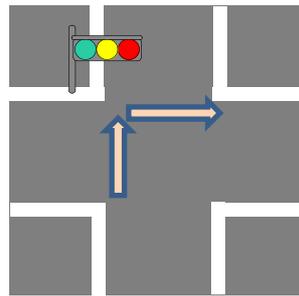
ア 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

<指導のポイント>

自転車に乗って交差点を右折するときは、できる限り道路の左側端に寄り、2段階右折をしなければなりません。

(右図に記載の矢印のとおり右折する。)



⑤ 自転車は道路の端であれば、道路の左右どちら側を走ってもよい。【×】

A : ● 道路交通法第2条第1項第11号(軽車両)

自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車(そり及び牛馬を含む。)であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

● 道路交通法第17条第4項(通行区分(抜粋))

車両は、道路(歩道等と車道の区別のある道路においては車道。)の中央から左の部分を通行しなければならない。

● 道路交通法第18条第1項(左側寄り通行等(抜粋))

車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄って、軽車両にあつては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。

<指導のポイント>

車は左側通行です。

車の仲間である自転車も左側通行となり、車道の左側端を通行することとされています。